

◆ 高額介護サービス費の支給

こんなとき…

介護保険では、利用者が介護サービスを利用したときには、その費用の1割を自己負担しますが、この自己負担が高額になった場合、申請により自己負担額が軽減される制度があります。また、同一世帯に複数の介護サービスの利用者がある場合は、1人分の上限額で負担の割合に応じて払い戻しがあります。

介護保険では、1割負担の上限額を世帯の課税状況に応じて3段階に分けています。

■ 1割負担の上限額

区分	条 件	1割負担の上限額（1か月）
①	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、住民税世帯非課税	15,000円
②	世帯全員が住民税非課税の場合	24,600円
③	世帯の誰かが住民税課税の場合（課税世帯）	37,200円

※ 1割負担の上限額は、介護保険内のサービス費用にのみ適用されます。生活費用などは介護保険外になりますので、払い戻しの対象額には含まれません。

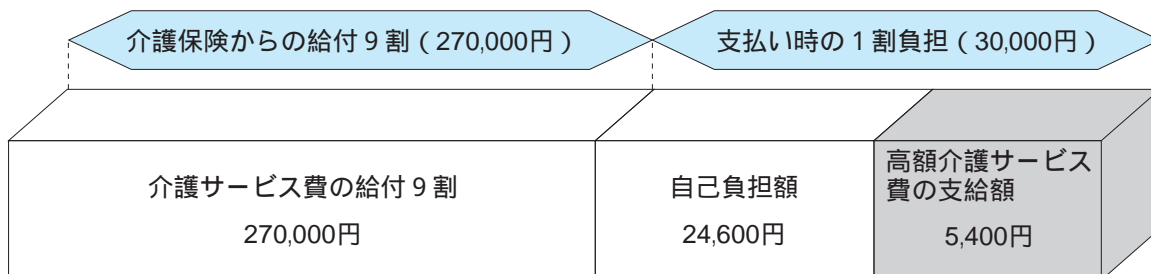
払い戻しの対象額に含まれないもの

- ・ 在宅サービスの場合……おむつ代、食事代（ショートステイのとき）など
- ・ 施設サービスの場合……タオル代、理髪代、洗濯代、入浴セット代、など

これらの費用は介護保険内のサービスにはあたりません。

高額介護サービス費支給の例

世帯全員が住民税非課税の方が、総額30万円の介護サービスを利用した場合の例。
上記の区分が②の場合、1割負担の上限額は24,600円となり、支給額は5,400円になります。



支給申請の方法

高額介護サービス費の支給に該当する場合には、役場から申請書を送付しますので、介護サービスを利用された月の領収書を添えて申請してください。また、払い戻しの金額が確定するのが約2か月後になりますので、領収書は大切に保管してください。